

# 青森県報

第四百三十八号

令和四年  
三月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一  
○青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

### 告示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二  
○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二  
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三

### 公告

○農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……四  
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五

### 教育委員会

○青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……六

### 人事委員会

○人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……九

## 規

## 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十一号

#### 青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中

千七百円  
(未舗装の駐車区画にあつては、五百円)

を

千六百元  
(未舗装の駐車区画にあつては、五百円)

に、

駐車区画D

千六百元

を

駐車区画D

千五百円

に改め、同表小柳団地の項

中「二千六百元」を「二千五百円」に改め、同表中

南桜川団地

駐車区画A

千九百元

駐車区画B

千八百元

南桜川団地

千八百元

を

に改め、同表戸山団地の項中

駐車区画D

千八百円

を

駐車区画D

千七百円

に、

駐車区画F

千八百円

を

駐車区画F

千七百円

に改め、同表是川団地の項

中

駐車区画B

千六百元

を

駐車区画B

千五百円

に、

駐車区画D

千六百元

を

駐車区画D

千五百円

に改め、同表桜町団地の項

中「二千円」を「二千円」に改め、同表中央団地の項中「千六百元」を「千七百円」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中「千七百円」を「千六百元」に改め、同表中央団地の項中「千六百元」を「千七百円」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|                 |               |            |                         |               |           |
|-----------------|---------------|------------|-------------------------|---------------|-----------|
| 指定障害福祉サービス事業者   | 名 称           | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類             | 障害福祉サービスを行う所  | 指 定 年 月 日 |
| 株式会社S E N I B U | 弘前市大字外崎四丁目二の五 | 就労継続支援B型   | J o b サ ポ ー ト K I R I N | 弘前市大字外崎四丁目二の五 | 令和四・四・一   |

青森県告示第百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第五十六条第一項の規定により令和四年一月十二日、同年二月十日に収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 製造事業場等の名称及び所在地                   | 収去場所 | 飼 料 の 名 称                   | 製造（輸入）年月 | 試 験 項 目                     | 違反の有無及び違反の内容 |
|----------------------------------|------|-----------------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 日和産業株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の9 | 同左   | ニチワ印肉豚豚肥育用配合飼料<br>エココ肉豚     | 3.12     | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 | 無            |
| 日和産業株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の9 | 同左   | ニチワ印種豚飼育用配合飼料<br>種豚         | 4.1      | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 | 無            |
| 日和産業株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の9 | 同左   | ニチワ印ブロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ   | 4.1      | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分  | 無            |
| 中部飼料株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の5 | 同左   | マロ中印ブロイラー肥育前期用配合飼料 あべどり餌付SD | 4.1      | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分  | 無            |
| 中部飼料株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の5 | 同左   | マロ中印ブロイラー肥育前期用配合飼料          | 4.2      | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分  | 無            |
| 中部飼料株式会社 八戸工場<br>八戸市大字河原木字海岸24の5 | 同左   | マロ中印ブロイラー肥育後期用配合飼料 中部後期マッシュ | 4.2      | 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分  | 無            |

青森県告示第百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

沼端一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。（町道四百四十号線の区域を除く。）この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名   | 大字名 | 字名  | 地番   |
|------|--------|-----|-----|------|
| 一    | 上北郡東北町 | 大浦  | 家ノ前 | 三四の一 |
| 二    | 〃      | 〃   | 〃   | 六の一  |
| 三    | 〃      | 〃   | 〃   | 五の一  |
| 四    | 〃      | 〃   | 沼端  | 一三の一 |
| 五    | 〃      | 〃   | 〃   | 一四の四 |
| 六    | 〃      | 〃   | 〃   | 一四の四 |

|    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 七  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 八  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 九  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 十  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 十一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 十二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 十三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

公

告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年三月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|        |         |                       |
|--------|---------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 賃借権の設定等を受ける者          |
| 葛西 誠也  | 青森市     | 青森市浪岡大字女鹿沢字西富田三二五ほか二筆 |
| 工藤 英順  | 青森市     | 青森市浪岡大字下十川字扇田一六九      |
| 千葉 眞一  | 青森市     | 青森市大字駒込字桐ノ沢二二七の二のうち   |
| 奈良岡 和也 | 青森市     | 青森市大字三本木字川崎二五〇ほか四筆    |
| 斉藤 直美  | 青森市     | 青森市大字三本木字川崎二四八の一本     |
| 斉藤 直美  | 青森市     | 青森市大字三本木字川崎二四七ほか一筆    |

|                 |         |                       |
|-----------------|---------|-----------------------|
| 飯塚 仁            | 青森市     | 青森市大字金浜字稲田二二五の二ほか一筆   |
| 倉本 洋之           | 東津軽郡平内町 | 東津軽郡平内町大字松野木字赤元九八ほか一筆 |
| 太田 晃一           | 東津軽郡平内町 | 東津軽郡平内町大字松野木字大栗山九七    |
| 伊瀬 茂光           | 東津軽郡平内町 | 東津軽郡平内町大字小湊字下夕田七〇の二   |
| 伊瀬谷 俊吾          | 東津軽郡平内町 | 東津軽郡平内町大字藤沢字中菴三二四ほか二筆 |
| 株式会社エムケイ 商事     | 弘前市     | 弘前市大字高屋字安田七〇〇ほか一筆     |
| 株式会社エムケイ 商事     | 弘前市     | 弘前市大字鼻和字西田六七の一        |
| 株式会社エムケイ 商事     | 弘前市     | 弘前市大字一町田字浅井四八一の一本ほか六筆 |
| 株式会社あおもり 里山ファーム | 黒石市     | 黒石市大字黒石字浄光寺三八ほか一筆     |
| 株式会社アグリオンハート    | 黒石市     | 黒石市大字黒石字建石四七の二        |
| 石澤 孝知           | 黒石市     | 黒石市大字黒石字浄光寺二二三        |
| 株式会社アグリオンハート    | 黒石市     | 黒石市大字黒石字十三森一〇一        |
| 株式会社あおもり 里山ファーム | 黒石市     | 黒石市大字黒石字浄光寺九ほか三筆      |
| 株式会社大平ファーム      | 黒石市     | 黒石市大字竹鼻字北野田二六〇ほか二筆    |
| 株式会社大平ファーム      | 黒石市     | 黒石市大字三島字宮元四三八ほか二筆     |
| 株式会社大平ファーム      | 黒石市     | 黒石市大字赤坂字西田一〇九ほか二筆     |

|                    |                  |                  |                 |                  |                    |                |                      |                       |                         |                 |                     |                  |                     |                    |                      |                |
|--------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|----------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|------------------|---------------------|--------------------|----------------------|----------------|
| 西野 勇一              | 西野 勇一            | 小山田 訓            | 漆坂 勝男           | 小笠原 彰真           | 小笠原 彰真             | 小笠原 彰真         | 小笠原 彰真               | 小笠原 彰真                | 川村 昌子                   | 工藤 大志           | 株式会社セラ<br>ル・ファーム    | 株式会社セラ<br>ル・ファーム | 株式会社セラ<br>ル・ファーム    | 加藤 潤哉              | 古川 康治                | 株式会社大平<br>ファーム |
| 上北郡七戸町             | 上北郡七戸町           | 十和田市             | 十和田市            | 十和田市             | 十和田市               | 十和田市           | 十和田市                 | 十和田市                  | 青森市                     | つがる市            | つがる市                | つがる市             | つがる市                | つがる市               | 南津軽郡藤崎町              | 黒石市            |
| 上北郡七戸町字橋ノ上一六の三ほか三筆 | 上北郡七戸町字橋ノ上七ほか一四筆 | 十和田市大字相坂字箕輪平二二の五 | 十和田市大字奥瀬字大堀平一一五 | 十和田市大字馬洗場字下町七八の一 | 十和田市大字洞内字後野四〇四ほか六筆 | 十和田市大字洞内字長田二九八 | 十和田市大字洞内字稲荷ノ下一〇三ほか一筆 | 十和田市大字洞内字北ノ平一一二の一ほか三筆 | 北津軽郡中泊町大字今泉字神山二六四の三ほか二筆 | つがる市車力町宝野五五の一〇三 | つがる市木造豊田賀納三六一の一ほか二筆 | つがる市木造蓮川早実八八ほか一筆 | つがる市木造豊田賀納三六四の一ほか六筆 | 五所川原市大字小曲字豊成四七ほか二筆 | 南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田三五のうち | 黒石市大字竹鼻字北野田一四九 |

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 西野 勇一 | 上北郡七戸町 | 上北郡七戸町字原久保八五の二           |
| 木野 幸助 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町大字折茂字前田一八六の二       |
| 木野 幸助 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町大字折茂字前田二〇二の三       |
| 木野 幸助 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町大字折茂字上折茂六九の一四五ほか二筆 |
| 木野 幸助 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町大字折茂字上折茂七一の一三二ほか一筆 |

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
  - 1 除雪トラック（七トン級、アングリングブラウ） 一台
  - 2 除雪トラック（七トン級、ワンウェイブラウ） 一台
  - 3 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 二台
  - 4 ローター除雪車（除雪幅二・二メートル、二百二十キロワット級） 一台
  - 5 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百九十キロワット級） 一台
  - 6 凍結防止剤散布車（三トン級、二・五立方メートル級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課
- 三 青森市長島一丁目の一  
契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

令和四年二月二十五日

五 落札者の名称及び住所

一の1及び2について

UDトラックス株式会社

埼玉県上尾市大字壱丁目一

一の3及び6について

株式会社NICHIJO

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇

一の4及び5について

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 落札金額

一の1について 三千九百九十五万五千円

一の2について 三千二百六十万四千円

一の3について 九千六百八十万円

一の4について 四千七百九十六万円

一の5について 六千三百十四万円

一の6について 二千三百三十四万円

七 落札者を決定した手続

一の1及び5について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2、3、4及び6について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年一月十二日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第二号

所 轄 機 関  
出 先 機 関  
庁 内 一 般

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項を次のように改める。

施行を要する文書は、公印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。

- 一 軽易な一般文書
- 二 国又は他の地方公共団体に対して発する文書であって、国又は当該他の地方公共団体が公印の押印を要しないと認めたもの

別表第一の2中 「三内丸山遺跡センター所長印」 21 を

「三内丸山遺跡センター所長印」 24 に改める。

別表第二の(3)を次のように改める。

別表第2  
(3) 教育機関

| 名 | 称 | 文 書 記 号 |
|---|---|---------|
|   |   |         |

|                     |                 |                     |                 |
|---------------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 図 書 館               | 青 図 館           | 梵 珠 少 年 自 然 の 家     | 梵 少 家           |
| 総 合 社 会 教 育 セ ン タ ー | 青 社 七           | 総 合 学 校 教 育 セ ン タ ー | 青 学 七           |
| 郷 土 館               | 青 郷 館           | 三 内 丸 山 遺 跡 セ ン タ ー | 三 丸 七           |
| 青 森 高 等 学 校         | 青 森 高 等 学 校     | 青 森 西 高 等 学 校       | 青 森 西 高 等 学 校   |
| 青 森 東 高 等 学 校       | 青 森 東 高 等 学 校   | 青 森 北 高 等 学 校       | 青 森 北 高 等 学 校   |
| 青 森 南 高 等 学 校       | 青 森 南 高 等 学 校   | 青 森 中 央 高 等 学 校     | 青 森 中 央 高 等 学 校 |
| 北 斗 高 等 学 校         | 北 斗 高 等 学 校     | 浪 岡 高 等 学 校         | 浪 岡 高 等 学 校     |
| 五 所 川 原 高 等 学 校     | 五 所 川 原 高 等 学 校 | 金 木 高 等 学 校         | 金 木 高 等 学 校     |
| 木 造 高 等 学 校         | 木 造 高 等 学 校     |                     |                 |

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 木 造 高 等 学 校     | 深 浦 校 舎         | 木 高 深           |
| 鱒 ヶ 沢 高 等 学 校   | 鱒 ヶ 沢 高 等 学 校   | 鱒 ヶ 沢 高 等 学 校   |
| 板 柳 高 等 学 校     | 板 柳 高 等 学 校     | 板 柳 高 等 学 校     |
| 鶴 田 高 等 学 校     | 鶴 田 高 等 学 校     | 鶴 田 高 等 学 校     |
| 弘 前 高 等 学 校     | 弘 前 高 等 学 校     | 弘 前 高 等 学 校     |
| 弘 前 中 央 高 等 学 校 | 弘 前 中 央 高 等 学 校 | 弘 前 中 央 高 等 学 校 |
| 弘 前 南 高 等 学 校   | 弘 前 南 高 等 学 校   | 弘 前 南 高 等 学 校   |
| 黒 石 高 等 学 校     | 黒 石 高 等 学 校     | 黒 石 高 等 学 校     |
| 尾 上 総 合 高 等 学 校 | 尾 上 総 合 高 等 学 校 | 尾 上 総 合 高 等 学 校 |
| 三 本 木 高 等 学 校   | 三 本 木 高 等 学 校   | 三 本 木 高 等 学 校   |
| 十 和 田 西 高 等 学 校 | 十 和 田 西 高 等 学 校 | 十 和 田 西 高 等 学 校 |
| 三 沢 高 等 学 校     | 三 沢 高 等 学 校     | 三 沢 高 等 学 校     |
| 野 辺 地 高 等 学 校   | 野 辺 地 高 等 学 校   | 野 辺 地 高 等 学 校   |
| 七 戸 高 等 学 校     | 七 戸 高 等 学 校     | 七 戸 高 等 学 校     |
| 六 戸 高 等 学 校     | 六 戸 高 等 学 校     | 六 戸 高 等 学 校     |
| 百 石 高 等 学 校     | 百 石 高 等 学 校     | 百 石 高 等 学 校     |
| 六 ヶ 所 高 等 学 校   | 六 ヶ 所 高 等 学 校   | 六 ヶ 所 高 等 学 校   |

|             |   |   |   |
|-------------|---|---|---|
| 田名部高等学校     | 田 | 田 | 高 |
| 大湊高等学校      | 大 | 大 | 高 |
| 大間高等学校      | 大 | 大 | 高 |
| 八戸高等学校      | 八 | 八 | 高 |
| 八戸東高等学校     | 八 | 八 | 高 |
| 八戸北高等学校     | 八 | 八 | 高 |
| 八戸西高等学校     | 八 | 八 | 高 |
| 八戸中央高等学校    | 八 | 八 | 高 |
| 三戸高等学校      | 三 | 三 | 高 |
| 五所川原農林高等学校  | 五 | 五 | 高 |
| 柏木農業高等学校    | 柏 | 柏 | 高 |
| 三本木農業高等学校   | 三 | 三 | 高 |
| 三本木農業恵拓高等学校 | 三 | 三 | 高 |
| 名久井農業高等学校   | 名 | 名 | 高 |
| 八戸水産高等学校    | 八 | 八 | 高 |
| 青森工業高等学校    | 青 | 青 | 高 |
| 五所川原工業高等学校  | 五 | 五 | 高 |

|            |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|
| 五所川原工科高等学校 | 五 | 五 | 科 | 高 |
| 弘前工業高等学校   | 弘 | 弘 | 工 | 高 |
| 十和田工業高等学校  | 十 | 十 | 工 | 高 |
| むつ工業高等学校   | む | む | 工 | 高 |
| 八戸工業高等学校   | 八 | 八 | 工 | 高 |
| 青森商業高等学校   | 青 | 青 | 商 | 高 |
| 弘前実業高等学校   | 弘 | 弘 | 実 | 高 |
| 三沢商業高等学校   | 三 | 三 | 商 | 高 |
| 八戸商業高等学校   | 八 | 八 | 商 | 高 |
| 青森県立盲学校    | 青 | 青 | 盲 | 盲 |
| 八戸盲学校      | 八 | 八 | 盲 | 盲 |
| 青森聾学校      | 青 | 青 | 聾 | 聾 |
| 弘前聾学校      | 弘 | 弘 | 聾 | 聾 |
| 八戸聾学校      | 八 | 八 | 聾 | 聾 |
| 青森第一養護学校   | 青 | 青 | 一 | 養 |
| 青森第二養護学校   | 青 | 青 | 二 | 養 |
| 青森若葉養護学校   | 青 | 青 | 若 | 養 |



|              |     |    |
|--------------|-----|----|
| 青森第一高等学校養護学校 | 青一高 | 養護 |
| 青森第二高等学校養護学校 | 青二高 | 養護 |
| 浪岡養護学校       | 浪   | 養護 |
| 森田養護学校       | 森   | 養護 |
| 弘前第一養護学校     | 弘一  | 養護 |
| 弘前第二養護学校     | 弘二  | 養護 |
| 黒石養護学校       | 黒   | 養護 |
| 七戸養護学校       | 七   | 養護 |
| むつ養護学校       | むつ  | 養護 |
| 八戸第一養護学校     | 八一  | 養護 |
| 八戸第二養護学校     | 八二  | 養護 |
| 八戸高等支援学校     | 八高  | 支  |
| 三本木高等学校附属中学校 | 三附  | 中  |

第一号様式中「回」を削り、第二号様式中「教育庁」及び「回」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表第一の2及び別表第二の(3)の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)等の一部を改正する規則

(人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者氏名 ④」を「申請者氏名」に改め、

「日本工業規格A列4」を削る。

第二号様式中「(知事又はその委任を受けた者) 回」を「(知事又はその委任を受けた者) 」に改め、「日本工業規格A列4」を削る。

(人事委員会規則七―一九八(職員の退職手当)に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七―一九八(職員の退職手当)に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第三項中「主宰者は、」を削り、「」には、「」に、「記載するとともに、これに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

(人事委員会規則七―一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七―一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「 年 月 日 」を「【文書番号 : 年 月 日】」に改める。  
「(退職手当管理機関) 回」を「(退職手当管理機関) 」に改める。

別記様式第一及び別記様式第二中「4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を削る。

別記様式第三から別記様式第五までの規定中「禁錮」や「禁錮」に代り、「3用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」や「3用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」や「3用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

別記様式第七中 「備考1 (※) には被告を代表する者を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

「備考 (※) には被告を代表する者を記載すること。」

別記様式第八中 「3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

別記様式第九中 「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

別記様式第十及び別記様式第十一中 「3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の様式により使用されている書類は、同条による改正後の人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の様式によるものとみなす。

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円